

第一条 (目的)

この法律は、意匠の () 及び () を図ることにより、意匠の () を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

第二条 (定義等)

この法律で「意匠」とは、物品(() を含む。第 () を除き、以下同じ。)の () 、 () 若しくは () 又はこれらの () であつて、視覚を通じて () を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操 () (当該物品がその () できる状態にするために行われるものに限る。) の用に供される () であつて、当該物品又はこれと () として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を () し、 () し、 () し、 () し、 () し、若しくは () し、又はその譲渡若しくは貸渡しの () (譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。) をする行為をいう。

4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

第三条 (意匠登録の要件)

() することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に () 又は () において、頒布された刊行物に記載された意匠又は () となつた意匠

三 前二号に掲げる意匠に () する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が () 又は () において公然知られた () 、 () 若しくは () 又はこれらの () に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠 (() ものを除く。) については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第三条の二

意匠登録出願に係る意匠が、当該 () であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により () されたもの(以下この条において「 () 」という。)の () 及び願書に添付した () 、 () 、 () 又は () に現された意匠の () と () であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが () であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

第四条 (意匠の新規性の喪失の例外)

意匠登録を受ける権利を有する者の () して () に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から () 以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に () ものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の（ ）として第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する（ ）に掲載されたことにより（ ）に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から（ ）以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、（ ）を記載した書面を意匠登録出願と（ ）に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを（ ）を意匠登録出願の日か（ ）以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第五条（意匠登録を受けることができない意匠）

次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一（ ）又は（ ）を害するおそれがある意匠

二（ ）おそれがある意匠

三（ ）を確保するために（ ）な形状（ ）からなる意匠

第五条の二（仮通常実施権）

意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて（ ）について、その意匠登録出願の（ ）及び願書に添付した（ ）、（ ）、（ ）又は（ ）に現された（ ）又はこれに（ ）の範囲において、他人に（ ）を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について（ ）があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、（ ）の設定行為で定めた範囲内において、（ ）が許諾されたものとみなす。

3 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同法第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第六条（意匠登録出願）

意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一（ ）の氏名又は名称及び住所又は居所

二（ ）の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品

2 経済産業省令で定める場合は、前項の（ ）に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした（ ）を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の（ ）を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る（ ）を理解することができないため（ ）ことができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の（ ）がその物品の有する（ ）する場合において、（ ）にわたるその物品の（ ）又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、（ ）及びその物品の（ ）を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、() については、彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは、() を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が() であるときは、() を願書に記載しなければならない。

第七条 (一意匠一出願)

意匠登録出願は、経済産業省令で定める() により() ごとにしなければならない。

第八条 (組物の意匠)

() に使用される二以上の() であつて() で定めるもの(以下「() 」という。)を構成する物品に係る意匠は、() があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条 (先願)

() の意匠について() に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の() 一の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が() 、又は協議を() ときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が() されたとき、又は意匠登録出願について() したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、() ものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、() を指定して、同項の() 旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による() がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

第九条の二 (願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした() がこれらの() するものと() があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について() にしたものとみなす。

第十条 (関連意匠)

意匠登録出願人は、自己の（ ）に係る意匠又は自己の（ ）のうちから（ ）した一の意匠(以下「本意匠」という。)に（ ）する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の（ ）以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の（ ）が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の（ ）である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 本意匠の意匠権について（ ）が設定されているときは、その本意匠に係る（ ）については、前項の規定にかかわらず、（ ）を受けることができない。

3 （ ）の規定により意匠登録を受ける（ ）する意匠については、意匠登録を受けることができない。

4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、（ ）の規定は、適用しない。

第十条の二 (意匠登録出願の分割)

意匠登録出願人は、意匠登録出願が（ ）に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、（ ）ものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第（ ）又は第十五条第一項において準用する特許法第（ ）及び第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一条 削除

第十二条 削除

第十三条 (出願の変更)

特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について（ ）があつた日から（ ）を経過した後は、この限りでない。

2 （ ）は、その（ ）を意匠登録出願に変更することができる。

3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第（ ）の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が（ ）されたときは、その延長された期間を限り、（ ）されたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、（ ）ものとみなす。

5 特許出願人は、その特許出願について（ ）を有する者がいるときは、その者の（ ）を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十三条の二 (特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

特許法第百八十四条の三第一項 又は第百八十四条の二十第四項 の規定により () とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項 の () にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項 の () にあつては同項又は同条第四項 及び同法第百八十四条の五第一項 の規定による () をし、かつ、同法第百九十五条第二項 の規定により () した後(同法第百八十四条の二十第四項 の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項 に規定する () の後)でなければすることができない。

2 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第四十八条の三第一項 又は第四十八条の十六第四項 の規定により () の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項 の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項 の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項 及び同法第四十八条の五第一項 の規定による () をし、かつ、同法第五十四条第二項 の規定によ () を納付した後(同法第四十八条の十六第四項 の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項 に規定する () の後)でなければすることができない。

第十四条 (秘密意匠)

意匠登録出願人は、意匠権の設定の () の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、() 特許庁長官に提出しなければならない。

一 () の氏名又は名称及び住所又は居所

二 () にすることを () する期間

3 () 又は () は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を () し又は () することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

一 () の承諾を得たとき。

二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する () の () から請求があつたとき。

三 裁判所から請求があつたとき。

四 () が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面 () で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

第十五条 (特許法の準用)

特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで(パリ条約による優先権主張の手續)及び第四十三条の二(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項 中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「() 」と読み替えるものとする。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(() に係る部分を除く。)(職務発明)の規定は、()、() 又は () 若しくは () がした意匠の創作に準用する。

第三章 審査

第十六条 (審査官による審査)

() は、() に意匠登録出願を審査させなければならない。

第十七条 (拒絶の査定)

審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が ()、()、()、()、()、()、()、第十五条第一項において準用する特許法 () 又は第六十八条第三項において準用する同法 () の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二 その意匠登録出願に係る意匠が () により意匠登録をすることができないものであるとき。

三 その意匠登録出願が () に規定する要件を満たしていないとき。

四 その意匠登録出願人がその意匠について () を承継していないとき。

第十七条の二 (補正の却下)

願書の記載又は願書に添付した () についてした補正がこれらの () するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から () を経過するまでは、当該意匠登録出願について () 。

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し () を請求したときは、その審判の () するまでその意匠登録出願の () しなければならない。

第十七条の三 (補正後の意匠についての新出願)

意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から () にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について () ものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、() ものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について () をその意匠登録出願と () に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七条の四

() は、() にある者のため、() で、() に規定する期間を () することができる。

2 () は、() にある者のため、() で、第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する () に規定する期間を延長することができる。

第十八条 (意匠登録の査定)

審査官は、意匠登録出願について () を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第十九条 (特許法の準用)

特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

第二十条 (意匠権の設定の登録)

意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項第一号の規定による () の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 () の氏名又は名称及び住所又は居所

二 () の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 () 及び願書に添付した () の内容

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により () の経過後遅滞なく掲載するものとする。

第二十一条 (存続期間)

意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から () をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から () をもつて終了する。

第二十二条 (関連意匠の意匠権の移転)

本意匠及びその関連意匠の意匠権は、() することができない。

2 本意匠の意匠権が () したとき、() したとき、又は () されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十三条 (意匠権の効力)

意匠権者は、業として () 及びこれに () の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第二十四条 (登録意匠の範囲等)

登録意匠の () は、() 及び願書に添付した () に記載され又は願書に添付した () 、() 若しくは () により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、() を通じて起こさせる () に基づいて行うものとする。

第二十五条

登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、() に対し、() を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、() を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の二

特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について () があつたときは、() を指定して、その () をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の囑託に準用する。

第二十六条 (他人の登録意匠等との関係)

意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の () 若しくはこれに ()、 () 若しくは () を () するものであるとき、又はその意匠権のうち () に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の ()、 () 若しくは () 若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の () と () するとき、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に () 意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に () 意匠の実施をすることができない。

3 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に () 意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に () 意匠の実施をすることができない。

第二十六条の二 (意匠権の移転の特例)

意匠登録が () に規定する要件に該当するとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する () の規定に違反してされたときに限る。)又は () に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について () 者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、 () することができる。

2 () 又は () の意匠権についての前項の規定による請求は、 () 匠又は () の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が () ときを除き、することができない。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、 () ものとみなす。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づき () においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第二十七条 (専用実施権)

意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、 () 及び () について、 () の者に対して () に設定する場合に限り、設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 本意匠の意匠権が () の規定により () したとき、 () したとき、又は () されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、 () の意匠権について () の者に対して () に設定する場合に限り、設定することができる。

4 特許法第七十七条第三項 から第五項 まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

第二十八条 (通常実施権)

意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を () することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその（ ）又はこれに（ ）の実施をする権利を（ ）。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。

第二十九条（先使用による通常実施権）

意匠登録出願に係る（ ）自らその（ ）若しくはこれに（ ）の創作をし、又は意匠登録出願に係る（ ）その（ ）若しくはこれに（ ）の創作をした者から（ ）して、意匠登録出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が（ ）にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際現に（ ）においてその意匠又はこれに類似する意匠の（ ）をしている者又はその（ ）をしている者は、その（ ）をしている（ ）及び（ ）において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

第二十九条の二（先出願による通常実施権）

意匠登録出願に係る（ ）自らその（ ）若しくはこれに（ ）の創作をし、又は意匠登録出願に係る（ ）その（ ）若しくはこれに（ ）の創作をした者から（ ）して、（ ）の際現に（ ）においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者（前条に該当する者を除く。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その（ ）の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について（ ）をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が（ ）に該当し、（ ）が確定した者であること。

第二十九条の三（意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第二十六条の二第一項の規定による（ ）の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が（ ）に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する（ ）の規定に違反してされたときに限る。）又は（ ）に規定する要件に該当することを知らないで、（ ）において（ ）又は（ ）の実施である事業をしているもの又はその事業の（ ）をしているものは、その実施又は準備をしている（ ）及び（ ）の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から（ ）権利を有する。

第三十条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

次の各号のいずれかに該当する者であつて、（ ）前に、意匠登録が（ ）のいずれかに該当することを知らないで、（ ）において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である（ ）をしているもの又はその（ ）をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の（ ）において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際（ ）について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における（ ）

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について () に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、() の際 () その無効にした意匠登録に係る意匠権についての () 又はその () を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の () 権利を有する。

第三十一条 (意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

() の日前又はこれと () の意匠登録出願に係る意匠権のうち () 意匠に係る部分はその意匠登録出願に係る意匠権と () する場合において、その意匠権の () したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る () 又は () がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条

意匠登録出願の () の意匠登録出願に係る意匠権のうち () 意匠に係る部分はその意匠登録出願に係る意匠権と () する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての () 又はその意匠権若しくは専用実施権についての () を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る () 又は () がその意匠登録出願に係る意匠権と () する場合において、その () 又は () の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から () を受ける権利を有する。

第三十三条 (通常実施権の設定の裁定)

意匠権者又は専用実施権者は、その () 又はこれに () が () に規定する場合に該当するときは、() に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための () 又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について () ことができる。

2 前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて () をしようとする () 又は () の範囲内において、() について協議を求めることができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、() 又は () は、() を請求することができる。

4 第二項の協議が () 、又は協議を () 場合において、前項の裁定の請求があつたときは、() は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が () すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、() を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが () 又は () 若しくは () の利益を () こととなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、() の場合において、() の裁定の請求について () をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

第三十四条 (通常実施権の移転等)

通常実施権は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、()とともにする場合、() (専用実施権についての通常実施権にあつては、())の()を得た場合及び()の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、() (専用実施権についての通常実施権にあつては、())の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について()することができる。

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権が()したときは() 移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の()したとき、又は()したときは()する。

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該()、()又は()に() 移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が()したときは消滅する。

第三十五条 (質権)

意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、()した場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条()の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項()の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

第三十六条 (特許法の準用)

特許法第六十九条第一項及び第二項(特許権の効力が及ばない範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

第三十七条 (差止請求権)

意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害する()がある者に対し、その侵害の()又は()を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、() () ()等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)の()、侵害の行為に供した設備の() その他の()に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により() ことを請求した意匠に係る()又は()は、その意匠に関し()に掲げる事項を記載した書面であつて() ものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

第三十八条 (侵害とみなす行為)

次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に() 用いる物の()、()等(譲渡及び貸渡しをいい、その物が()等である場合には、()提供を含む。以下同じ。)若しくは()又は() (譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は () 行為

第三十九条 (損害の額の推定等)

意匠権者又は専用実施権者が () により自己の () 権を侵害した者に対しその侵害により () を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を () したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「 () 」という。)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ () を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の () を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の () に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする () があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を () するものとする。

2 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により () を請求する場合において、その者がその侵害の行為により () を受けているときは、その () は、意匠権者又は専用実施権者が受けた () と () する。

3 意匠権者又は専用実施権者は、() により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し () に相当する額の金銭を、自己が受けた () としてその賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、() を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に () 又は () がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第四十条 (過失の推定)

他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

第四十一条 (特許法の準用)

特許法第百四条の二 から第百五条の六 まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

第四十二条 (登録料)

意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 () まで 毎年八千五百円

二 () まで 毎年一万六千九百円

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が () と () の者との共有に係る場合であつて () があるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の () 額とし、() がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、() をもつてしなければならない。ただし、() で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、() をもつて納めることができる。

第四十三条 (登録料の納付期限)

前条第一項第一号の規定による () の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から () 以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、() に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、() を限り、第一項に規定する期間を () することができる。

第四十四条 (登録料の追納)

意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後 () にその登録料を () することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と () の () を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、() をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、() をもつて納めることができる。

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する () 消滅したものとみなす。

第四十四条の二 (登録料の追納による意匠権の回復)

前条第四項の規定により () とみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する () を納付することができなかつたことについて () ときは、() に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、() の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

第四十四条の三 (回復した意匠権の効力の制限)

前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を () 後 () 前に () し、又は日本国内において () し、若しくは () した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該 () 又はこれに () の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の () 用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は () 行為

第四十五条 (特許法の準用)

特許法第一百条 (利害関係人による特許料の納付)並びに第一百一十一条第一項 (第三号を除く。)及び第二項 (既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

第五章 審判

第四十六条 (拒絶査定不服審判)

拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から () 以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、() (在外者にあつては、()) 以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第四十七条 (補正却下決定不服審判)

第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その()日から()以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する()をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。

第四十八条 (意匠登録無効審判)

意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

一 その意匠登録が()、()、()、() 第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法()又は第六十八条第三項において準用する同法()の規定に違反してされたとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による()に基づき、その意匠登録に係る意匠権の()があつたときを除く。)

二 その意匠登録が()してされたとき。

三 その意匠登録がその意匠について()者の意匠登録出願に対してされたとき(第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の()があつたときを除く。)

四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法()の規定により()者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2 意匠登録無効審判は、()することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法()の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第三号に該当することを理由とするものは、()に限り請求することができる。

3 意匠登録無効審判は、()後においても、請求することができる。

4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、()を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し()を有する者に通知しなければならない。

第四十九条 (意匠登録の無効の審判)

意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、()とみなす。ただし、意匠登録が()に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に()時から存在しなかつたものとみなす。

第五十条 (審査に関する規定の準用)

第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「()」と、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは「第五十九条第一項の()とき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項の規定により()旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法 () (拒絶理由の通知)の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と () を発見した場合に準用する。

第五十一条 (補正却下決定不服審判の特則)

補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について () する。

第五十二条 (特許法の準用)

特許法第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条の二(第一項第三号及び第二項第一号を除く。)から第百三十四条まで、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条並びに第百六十七条から第百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百五十六条第一項中「 () が」とあるのは「 () 」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「 () 」と読み替えるものとする。

第六章 再審及び訴訟

第五十三条 (再審の請求)

() に対しては、() は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条(再審の事由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四条

審判の請求人及び被請求人が () して () の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その () は、その () に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その () を () として請求しなければならない。

第五十五条 (再審により回復した意匠権の効力の制限)

無効にした意匠登録に係る意匠権が () したときは、意匠権の効力は、当該 () 後 () 前に () に () し又は日本国内において () し若しくは () した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 () に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の () 用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三 () に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は () した行為

第五十六条

無効にした意匠登録に係る意匠権が () したとき、又は () の審決があつた意匠登録出願について () があつたときは、当該 () した後 () 前に () に () において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である () をしている者又はその () をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

第五十七条 (審判の規定の準用)

第五十条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十八条 (特許法の準用)

特許法第七十三条及び第七十四条第四項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項本文、第三十二条第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項、第三十五条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第三項及び第四項、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十七条の二本文、第六十八条、第六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項本文、第三十二条第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項、第三十五条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第三項及び第四項、第五十七条、第六十七條の二本文、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 特許法第七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十九条 (審決等に対する訴え)

()、第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第十七条の二第一項の規定による()及び審判又は再審の()は、()とする。

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで(())、第七十九条(())、第八十条第一項(())及び第八十条の二から第八十二条まで(())の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「()」とあるのは、「()」と読み替えるものとする。

第六十条 (対価の額についての訴え)

第三十三条第三項又は第四項の裁定を受けた者は、()があるときは、訴えを提起して()を求めることができる。

2 特許法第八十三条第二項(出訴期間)及び第八十四条(被告適格)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十条の二 (不服申立てと訴訟との関係)

特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第六十八条第七項に規定する処分を除く。)の取消しの訴えに準用する。

第七章 雑則

第六十条の三 (手続の補正)

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が()に係属している場合に限り、その()をすることができる。

第六十一条 (意匠原簿への登録)

次に掲げる事項は、特許庁に備える()に登録する。

一 意匠権の()、移転、()、()、() 復又は()

二 専用実施権の()、()、()、()、() 又は()

三 意匠権、又は専用実施権を目的とする () の ()、()、()、()、()、()、又は処分の制限

2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

第六十二条 (意匠登録証の交付)

特許庁長官は、() 又は第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく () があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2 意匠登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

第六十三条 (証明等の請求)

何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、()、() 若しくは () の ()、()、() 若しくは () 若しくは () 又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した () を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が () ときは、この限りでない。

一 ()、() 又は意匠登録出願の審査に係る書類であつて、() いないもの

二 第十四条第一項の規定により () に関する書類、ひな形又は見本

三 () 審判又は () 審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について () がされていないもの

四 () 又はその審判の () に対する () に係る書類であつて、() から当該当事者又は参加人の保有する () (不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。)が記載された () があつたもの

五 () 又は () を害するおそれがあるもの

六 () 又は () を害するおそれがあるもの

2 特許庁長官は、前項 () までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、() 及びその () を通知しなければならない。

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、() (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている () (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第六十四条 (意匠登録表示)

意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る () 又はその () にその物品が () 又はこれに () に係る () (以下「() 」という。)を附するように努めなければならない。

第六十五条 (虚偽表示の禁止)

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品 () 又はその物品の () に () 又は () を附する行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品（ ）であつて、その物品又はその物品の（ ）に（ ）又は（ ）を附したものを（ ）する行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を（ ）若しくは（ ）ため、又は（ ）ため、（ ）にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る（ ）し、又はこれと（ ）をする行為

第六十六条（意匠公報）

特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の（ ）（ ）によるもの及び（ ）の規定によるものを除く。 ）又は（ ）（ 第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。 ）

二 審判若しくは再審の（ ）若しくはその（ ）又は（ ）若しくは（ ）（ ）がされたものに限る。 ）

三 （ ）の請求若しくはその取下げ又は裁定

四 第五十九条第一項の訴えについての（ ）（ ）がされたものに限る。 ）

3 前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について（ ）の（ ）又は（ ）が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により（ ）した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、（ ）期間）の経過後（ ）掲載するものとする。

一 （ ）の氏名又は名称及び住所又は居所

二 （ ）の番号及び年月日

三 （ ）及び願書に添付した（ ）の内容

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十七条（手数料）

次に掲げる者は、実費を勘案して（ ）額の手数料を納付しなければならない。

一 （ ）の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第（ ）の規定により承継の届出をする者

三 第十七条の四、第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の（ ）を請求する者

五 第六十三条第一項の規定により（ ）を請求する者

六 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の（ ）又は（ ）を請求する者

八 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもって（ ）した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が（ ）であるときは、適用しない。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が（ ）の者との（ ）に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に（ ）額とし、（ ）がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、（ ）をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、（ ）をもつて納めることができる。

7（ ）は、納付した者の請求により返還する。

8 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から（ ）を経過した後は、請求することができない。

第六十八条（特許法の準用）

特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

6 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

7 特許法第九十五条の四（（ ））の規定は、この法律の規定による（ ）、（ ）、（ ）及び（ ）又は（ ）の（ ）並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

第八章 罰則

第六十九条（侵害の罪）

（ ）又は（ ）を侵害した者（（ ）を除く。）は、（ ）年以下の懲役若しくは（ ）以下の罰金に処し、又は（ ）する。>

第六十九条の二

第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為と（ ）行為を行った者は、（ ）以下の懲役若しくは（ ）以下の罰金に処し、又は（ ）する。

第七十条（詐欺の行為の罪）

詐欺の行為により () 又は () を受けた者は、 () 以下の懲役又は () 以下の罰金に処する。

第七十一条 (虚偽表示の罪)

第六十五条の規定に違反した者は、 () 以下の懲役又は () 以下の罰金に処する。

第七十二条 (偽証等の罪)

この法律の規定により宣誓した ()、 () 又は () が特許庁又は () を受けた裁判所に対し虚偽の ()、 () 又は () をしたときは、 () 以上 () 以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十三条 (秘密を漏らした罪)

特許庁の () 又は () 者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する ()、又は () したときは、 () 以下の懲役又は () 以下の罰金に処する。

第七十三条の二 (秘密保持命令違反の罪)

第四十一条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、 () 以下の懲役若しくは () 以下の罰金に処し、又は () する。

2 前項の罪は、 () がなければ () を提起することができない。

3 第一項の罪は、 () において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十四条 (両罰規定)

() 又は法人若しくは人の () その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 () を罰するほか、その () に対して当該各号で定める () を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 () 以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条 () 以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該 () に対してした前条第二項の () は、 () に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は () に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての () による。

第七十五条 (過料)

第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する () の規定により () した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し () をしたときは、 () 以下の () に処する。

第七十六条

この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から () を受けた者が、 () がないのに出頭せず、又は ()、 ()、 ()、 () 若しくは () を拒んだときは、 () 以下の過料に処する。

第七十七条

() に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の () 又は () を命じられた者が () がないのにその命令に従わなかつたときは、() 以下の () に処する。

第一条 (目的)

この法律は、意匠の（__保護__）及び（__利用__）を図ることにより、意匠の（__創作__）を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

第二条 (定義等)

この法律で「意匠」とは、物品（__物品の部分__）を含む。第（__八条__）を除き、以下同じ。）の（__形状__）、（__模様__）若しくは（__色彩__）又はこれらの（__結合__）であつて、視覚を通じて（__美感__）を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操（__作__）（当該物品がその（__機能を発揮__）できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される（__画像__）であつて、当該物品又はこれと（__一体__）として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を（__製造__）し、（__使用__）し、（__譲渡__）し、（__貸し渡__）し、（__輸出__）し、若しくは（__輸入__）し、又はその譲渡若しくは貸渡しの（__申出__）（__譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

第三条 (意匠登録の要件)

（__工業上利用__）することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に（__日本国内__）又は（__外国__）において、頒布された刊行物に記載された意匠又は（__電気通信回線を通じて公衆に利用可能__）となつた意匠

三 前二号に掲げる意匠に（__類似__）する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が（__日本国内__）又は（__外国__）において公然知られた（__形状__）、（__模様__）若しくは（__色彩__）又はこれらの（__結合__）に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（__前項各号に掲げる__）ものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第三条の二

意匠登録出願に係る意匠が、当該（__意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願__）であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により（__意匠公報に掲載__）されたもの（以下この条において「（__先の意匠登録出願__）」という。）の（__願書の記載__）及び願書に添付した（__図面__）、（__写真__）、（__ひな形__）又は（__見本__）に現された意匠の（__一部__）と（__同一又は類似__）であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが（__同一の者__）であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

第四条 (意匠の新規性の喪失の例外)

意匠登録を受ける権利を有する者の（__意に反__）して（__第三条第一項第一号又は第二号__）に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から（__六月__）以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に（__該当するに至らなかつた__）ものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の（行為に起因）して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する（公報）に掲載されたことにより（同条第一項第一号又は第二号）に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から（六月）以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、（その旨）を記載した書面を意匠登録出願と（同時）に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを（証明する書面）を意匠登録出願の日か（ら三十日）以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第五条（意匠登録を受けることができない意匠）

次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一（公の秩序）又は（善良の風俗）を害するおそれがある意匠

二（他人の業務に係る物品と混同を生ずる）おそれがある意匠

三（物品の機能）を確保するために（不可欠）な形状（のみ）からなる意匠

第五条の二（仮通常実施権）

意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて（取得すべき意匠権）について、その意匠登録出願の（願書の記載）及び願書に添付した（図面）、（写真）、（ひな形）又は（見本）に現された（意匠）又はこれに（類似する意匠）の範囲内において、他人に（仮通常実施権）を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について（意匠権の設定の登録）があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、（当該仮通常実施権）の設定行為で定めた範囲内において、（通常実施権）が許諾されたものとみなす。

3 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第六条（意匠登録出願）

意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一（意匠登録出願人）の氏名又は名称及び住所又は居所

二（意匠の創作をした者）の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品

2 経済産業省令で定める場合は、前項の（図面）に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした（写真、ひな形又は見本）を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の（別）を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る（物品の材質又は大きさ）を理解することができないため（その意匠を認識する）ことができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の（形状、模様又は色彩）がその物品の有する（機能に基づいて変化）する場合において、（その変化の前後）にわたるその物品の（形状、模様若しくは色彩）又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、（その旨）及びその物品の（当該機能の説明）を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、(白色又は黒色のうち一色) については、彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは、(その旨) を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が (透明) であるときは、(その旨) を願書に記載しなければならない。

第七条 (一意匠一出願)

意匠登録出願は、経済産業省令で定める (物品の区分) により (意匠) ごとにしなければならない。

第八条 (組物の意匠)

(同時) に使用される二以上の (物品) であつて (経済産業省令) で定めるもの(以下「(組物) 」という。)を構成する物品に係る意匠は、(組物全体として統一) があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条 (先願)

(同一又は類似) の意匠について (異なつた日) に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の (協議により定めた) 一の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が (成立せず) 、又は協議を (することができない) ときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が (放棄され、取り下げられ、若しくは却下) されたとき、又は意匠登録出願について (拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定) したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、(初めからなかつた) ものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合、(相当の期間) を指定して、同項の (協議をしてその結果を届け出るべき) 旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による (届出) がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

第九条の二 (願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした (補正) がこれらの (要旨を変更) するものと (意匠権の設定の登録) があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について (手続補正書を提出した時) にしたものとみなす。

第十条 (関連意匠)

意匠登録出願人は、自己の（__意匠登録出願__）に係る意匠又は自己の（__登録意匠__）のうちから（__選択__）した一の意匠（以下「本意匠」という。）に（__類似__）する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の（__意匠登録出願の日__）以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の（__意匠登録出願__）が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の（__発行の日前__）である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 本意匠の意匠権について（__専用実施権__）が設定されているときは、その本意匠に係る（__関連意匠__）については、前項の規定にかかわらず、（__意匠登録__）を受けることができない。

3 （__第一項__）の規定により意匠登録を受ける（__関連意匠にのみ類似__）する意匠については、意匠登録を受けることができない。

4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、（__第九条第一項又は第二項__）の規定は、適用しない。

第十条の二（意匠登録出願の分割）

意匠登録出願人は、意匠登録出願が（__審査、審判又は再審__）に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、（__もとの意匠登録出願の時にした__）ものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第（__四条第三項__）又は第十五条第一項において準用する特許法第（__四十三条第一項__）及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一条 削除

第十二条 削除

第十三条（出願の変更）

特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について（__拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達__）があつた日から（__三月__）を経過した後は、この限りでない。

2 （__実用新案登録出願人__）は、その（__実用新案登録出願__）を意匠登録出願に変更することができる。

3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第（__四条__）の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が（__延長__）されたときは、その延長された期間を限り、（__延長__）されたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、（__取り下げた__）ものとみなす。

5 特許出願人は、その特許出願について（__仮専用実施権__）を有する者がいるときは、その者の（__承諾__）を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十三条の二 (特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十四第四項の規定により(特許出願)とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の(日本語特許出願)にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の(外国語特許出願)にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による(手続)をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により(納付すべき手数料を納付)した後(同法第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する(決定)の後)でなければすることができない。

2 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により(実用新案登録出願とみなされた国際出願)の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による(手続)をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により(納付すべき手数料)を納付した後(同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する(決定)の後)でなければすることができない。

第十四条 (秘密意匠)

意匠登録出願人は、意匠権の設定の(登録の日から三年以内)の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、(又は第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に)特許庁長官に提出しなければならない。

一 (意匠登録出願人)の氏名又は名称及び住所又は居所

二 (秘密)にすることを(請求)する期間

3 (意匠登録出願人)又は(意匠権者)は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を(延長)し又は(短縮)することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

一 (意匠権者)の承諾を得たとき。

二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する(審査、審判、再審又は訴訟)の(当事者又は参加人)から請求があつたとき。

三 裁判所から請求があつたとき。

四 (利害関係人)が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面(その他経済産業省令)で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

第十五条 (特許法の準用)

特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで(パリ条約による優先権主張の手続)及び第四十三条の二(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「(意匠登録出願の日から三月)」と読み替えるものとする。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条((仮専用実施権)に係る部分を除く。)(職務発明)の規定は、(従業者)、(法人の役員)又は(国家公務員)若しくは(地方公務員)がした意匠の創作に準用する。

第三章 審査

第十六条 (審査官による審査)

(特許庁長官) は、 (審査官) に意匠登録出願を審査させなければならない。

第十七条 (拒絶の査定)

審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が (第三条)、 (第三条の二)、 (第五条)、 (第八条)、 (第九条第一項若しくは第二項)、 (第十条第一項から第三項まで)、第十五条第一項において準用する特許法 (第三十八条) 又は第六十八条第三項において準用する同法 (第二十五条) の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二 その意匠登録出願に係る意匠が (条約の規定) により意匠登録をすることができないものであるとき。

三 その意匠登録出願が (第七条) に規定する要件を満たしていないとき。

四 その意匠登録出願人がその意匠について (意匠登録を受ける権利) を承継していないとき。

第十七条の二 (補正の却下)

願書の記載又は願書に添付した (図面、写真、ひな形若しくは見本) についてした補正がこれらの (要旨を変更) するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から (三月) を経過するまでは、当該意匠登録出願について (査定をしてはならない) 。

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し (補正却下決定不服審判) を請求したときは、その審判の (審決が確定) するまでその意匠登録出願の (審査を中止) しなければならない。

第十七条の三 (補正後の意匠についての新出願)

意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から (三月以内) にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について (手続補正書を提出した時にした) ものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、 (取り下げた) ものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について (同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面) をその意匠登録出願と (同時) に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七条の四

(特許庁長官) は、 (遠隔又は交通不便の地) にある者のため、 (請求により又は職権) で、 (前条第一項) に規定する期間を (延長) することができる。

2 (審判長) は、 (遠隔又は交通不便の地) にある者のため、 (請求により又は職権) で、第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する (前条第一項) に規定する期間を延長することができる。

第十八条 (意匠登録の査定)

審査官は、意匠登録出願について (拒絶の理由) を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第十九条 (特許法の準用)

特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

第二十条 (意匠権の設定の登録)

意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項第一号の規定による (__ 第一年分 __) の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 (__ 意匠権者 __) の氏名又は名称及び住所又は居所

二 (__ 意匠登録出願 __) の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 (__ 願書 __) 及び願書に添付した (__ 図面、写真、ひな形又は見本 __) の内容

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により (__ 指定した期間 __) の経過後遅滞なく掲載するものとする。

第二十一条 (存続期間)

意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から (__ 二十年 __) をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から (__ 二十年 __) をもつて終了する。

第二十二条 (関連意匠の意匠権の移転)

本意匠及びその関連意匠の意匠権は、(__ 分離して移転 __) することができない。

2 本意匠の意匠権が (__ 第四十四条第四項の規定により消滅 __) したとき、(__ 無効にすべき旨の審決が確定 __) したとき、又は (__ 放棄 __) されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十三条 (意匠権の効力)

意匠権者は、業として (__ 登録意匠 __) 及びこれに (__ 類似する意匠 __) の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第二十四条 (登録意匠の範囲等)

登録意匠の (__ 範囲 __) は、(__ 願書の記載 __) 及び願書に添付した (__ 図面 __) に記載され又は願書に添付した (__ 写真 __) 、 (__ ひな形 __) 若しくは (__ 見本 __) により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、(__ 需要者の視覚 __) を通じて起こさせる (__ 美感 __) に基づいて行うものとする。

第二十五条

登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、(__ 特許庁 __) に対し、(__ 判定 __) を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、(__ 三名の審判官 __) を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十一条第三項 及び第四項 の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の二

特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について (__ 鑑定の嘱託 __) があつたときは、(__ 三名の審判官 __) を指定して、その (__ 鑑定 __) をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項 の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第二十六条 (他人の登録意匠等との関係)

意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の(登録意匠)若しくはこれに(類似する意匠)、(特許発明)若しくは(登録実用新案)を(利用)するものであるとき、又はその意匠権のうち(登録意匠)に係る部分とその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の(特許権)、(実用新案権)若しくは(商標権)若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の(著作権)と(抵触)するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に(類似する)意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分とその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に(類似する)意匠の実施をすることができない。

3 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に(類似する)意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分とその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に(類似する)意匠の実施をすることができない。

第二十六条の二 (意匠権の移転の特例)

意匠登録が(第四十八条第一項第一号)に規定する要件に該当するとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する(特許法第三十八条)の規定に違反してされたときに限る。)又は(第四十八条第一項第三号)に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について(意匠登録を受ける権利を有する)者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、(当該意匠権の移転を請求)することができる。

2 (本意匠)又は(関連意匠)の意匠権についての前項の規定による請求は、(本意匠)又は(関連意匠)の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が(第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた)ときを除き、することができない。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、(初めから当該登録を受けた者に帰属していた)ものとみなす。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づき(その持分を移転する場合)においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第二十七条 (専用実施権)

意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、(本意匠)及び(すべての関連意匠の意匠権)について、(同一)の者に対して(同時)に設定する場合に限り、設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 本意匠の意匠権が(第四十四条第四項)の規定により(消滅)したとき、(無効にすべき旨の審決が確定)したとき、又は(放棄)されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、(すべての関連意匠)の意匠権について(同一)の者に対して(同時)に設定する場合に限り、設定することができる。

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

第二十八条 (通常実施権)

意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を(許諾)することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定められた範囲内において、業としてその（__登録意匠__）又はこれに（__類似する意匠__）の実施をする権利を（__有する__）。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。

第二十九条（先使用による通常実施権）

意匠登録出願に係る（__意匠を知らないで__）自らその（__意匠__）若しくはこれに（__類似する意匠__）の創作をし、又は意匠登録出願に係る（__意匠を知らないで__）その（__意匠__）若しくはこれに（__類似する意匠__）の創作をした者から（__知得__）して、意匠登録出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が（__手続補正書を提出した時__）にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際現に（__日本国内__）においてその意匠又はこれに類似する意匠の（__実施である事業__）をしている者又はその（__事業の準備__）をしている者は、その（__実施又は準備__）をしている（__意匠__）及び（__事業の目的の範囲内__）において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

第二十九条の二（先出願による通常実施権）

意匠登録出願に係る（__意匠を知らないで__）自らその（__意匠__）若しくはこれに（__類似する意匠__）の創作をし、又は意匠登録出願に係る（__意匠を知らないで__）その（__意匠__）若しくはこれに（__類似する意匠__）の創作をした者から（__知得__）して、（__意匠権の設定の登録__）の際現に（__日本国内__）においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者（前条に該当する者を除く。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その（__意匠登録出願__）の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について（__意匠登録出願__）をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が（__第三条第一項各号の一__）に該当し、（__拒絶をすべき旨の査定又は審決__）が確定した者であること。

第二十九条の三（意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第二十六条の二第一項の規定による（__請求に基づく意匠権の移転の登録__）の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が（__第四十八条第一項第一号__）に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する（__特許法第三十八条__）の規定に違反してされたときに限る。）又は（__第四十八条第一項第三号__）に規定する要件に該当することを知らないで、（__日本国内__）において（__当該意匠__）又は（__これに類似する意匠__）の実施である事業をしているもの又はその事業の（__準備__）をしているものは、その実施又は準備をしている（__意匠__）及び（__事業の目的__）の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から（__相当の対価を受ける__）権利を有する。

第三十条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

次の各号のいずれかに該当する者であつて、（__意匠登録無効審判の請求の登録__）前に、意匠登録が（__第四十八条第一項各号__）のいずれかに該当することを知らないで、（__日本国内__）において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である（__事業__）をしているもの又はその（__事業の準備__）をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の（__目的の範囲内__）において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際（__現に存する専用実施権__）について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における（__原意匠権者__）

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について（__正当権利者__）に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、（__意匠登録無効審判の請求の登録__）の際（__現に__）その無効にした意匠登録に係る意匠権についての（__専用実施権__）又はその（__意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権__）を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の（__対価を受ける__）権利を有する。

第三十一条（意匠権等の存続期間満了後の通常実施権）

（__意匠登録出願__）の日前又はこれと（__同日__）の意匠登録出願に係る意匠権のうち（__登録意匠に類似する__）意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と（__抵触__）する場合において、その意匠権の（__存続期間が満了__）したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る（__特許権__）又は（__実用新案権__）がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条

意匠登録出願の（__日前又はこれと同日__）の意匠登録出願に係る意匠権のうち（__登録意匠に類似する__）意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と（__抵触__）する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての（__専用実施権__）又はその意匠権若しくは専用実施権についての（__通常実施権__）を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る（__特許権__）又は（__実用新案権__）がその意匠登録出願に係る意匠権と（__抵触__）する場合において、その（__特許権__）又は（__実用新案権__）の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から（__相当の対価__）を受ける権利を有する。

第三十三条（通常実施権の設定の裁定）

意匠権者又は専用実施権者は、その（__登録意匠__）又はこれに（__類似する意匠__）が（__第二十六条__）に規定する場合に該当するときは、（__同条の他人__）に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための（__通常実施権__）又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について（__協議を求める__）ことができる。

2 前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて（__実施__）をしようとする（__登録意匠__）又は（__これに類似する意匠__）の範囲内において、（__通常実施権の許諾__）について協議を求めることができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、（__意匠権者__）又は（__専用実施権者__）は、（__特許庁長官の裁定__）を請求することができる。

4 第二項の協議が（__成立せず__）、又は協議を（__することができない__）場合において、前項の裁定の請求があつたときは、（__第二十六条の他人__）は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が（__答弁書を提出__）すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、（__特許庁長官の裁定__）を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが（__第二十六条の他人__）又は（__意匠権者__）若しくは（__専用実施権者__）の利益を（__不当に害する__）こととなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、（__第四項__）の場合において、（__第三項__）の裁定の請求について（__通常実施権を設定すべき旨の裁定__）をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

第三十四条 (通常実施権の移転等)

通常実施権は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、(__実施の事業__) とともにする場合、(__意匠権者__) (専用実施権についての通常実施権にあつては、(__意匠権者及び専用実施権者__)) の(__承諾__) を得た場合及び(__相続その他の一般承継__) の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、(__意匠権者__) (専用実施権についての通常実施権にあつては、(__意匠権者及び専用実施権者__)) の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について(__質権を設定__) することができる。

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権が(__実施の事業とともに移転__) したときは(__これらに従つて__) 移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の(__事業と分離して移転__) したとき、又は(__消滅__) したときは(__消滅__) する。

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該(__意匠権__)、(__特許権__) 又は(__実用新案権__) に(__従つて__) 移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が(__消滅__) したときは消滅する。

第三十五条 (質権)

意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、(__契約で別段の定を__) した場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(__物上代位__) の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(__登録の効果__) の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

第三十六条 (特許法の準用)

特許法第六十九条第一項及び第二項(特許権の効力が及ばない範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

第三十七条 (差止請求権)

意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害する(__おそれ__) がある者に対し、その侵害の(__停止__) 又は(__予防__) を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、(__侵害の行為を組成した物__) (__プログラム__) 等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)の(__廃棄__)、侵害の行為に供した設備の(__除却__) その他の(__侵害の予防__) に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により(__秘密にする__) ことを請求した意匠に係る(__意匠権者__) 又は(__専用実施権者__) は、その意匠に関し(__第二十条第三項各号__) に掲げる事項を記載した書面であつて(__特許庁長官の証明を受けた__) ものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

第三十八条 (侵害とみなす行為)

次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に(__のみ__) 用いる物の(__生産__)、(__譲渡__) 等(__譲渡及び貸渡しをいい、その物が(__プログラム__) 等である場合には、(__電気通信回線を通じた__) 提供を含む。以下同じ。)若しくは(__輸入__) 又は(__譲渡等の申出__) (__譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は（__輸出のために所持する__）行為

第三十九条（損害の額の推定等）

意匠権者又は専用実施権者が（__故意又は過失__）により自己の（__意匠権又は専用実施__）権を侵害した者に対しその侵害により（__自己が受けた損害の賠償__）を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を（__譲渡__）したときは、その譲渡した物品の数量（以下この項において「__譲渡数量__」）という。）に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ（__販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額__）を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の（__実施の能力に応じた額__）を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の（__全部又は一部__）に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする（__事情__）があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を（__控除__）するものとする。

2 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により（__自己が受けた損害の賠償__）を請求する場合において、その者がその侵害の行為により（__利益__）を受けているときは、その（__利益の額__）は、意匠権者又は専用実施権者が受けた（__損害の額__）と（__推定__）する。

3 意匠権者又は専用実施権者は、（__故意又は過失__）により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し（__受けるべき金銭の額__）に相当する額の金銭を、自己が受けた（__損害の額__）としてその賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、（__同項に規定する金額__）を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に（__故意__）又は（__重大な過失__）がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第四十条（過失の推定）

他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

第四十一条（特許法の準用）

特許法第百四条の二 から第百五条の六 まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

第四十二条（登録料）

意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一（__第一年から第三年__）まで 毎年八千五百円

二（__第四年から第二十年__）まで 毎年一万六千九百円

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が（__国__）と（__国以外__）の者との共有に係る場合であつて（__持分の定め__）があるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の（__持分の割合を乗じて得た__）額とし、（__国以外の者__）がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、（__特許印紙__）をもつてしなければならない。ただし、（__経済産業省令__）で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、（__現金__）をもつて納めることができる。

第四十三条 (登録料の納付期限)

前条第一項第一号の規定による (第一年分) の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から (三十日) 以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、 (前年以前) に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、 (三十日以内) を限り、第一項に規定する期間を (延長) することができる。

第四十四条 (登録料の追納)

意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後 (六月以内) にその登録料を (追納) することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と (同額) の (割増登録料) を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、 (特許印紙) をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、 (現金) をもつて納めることができる。

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する (期間の経過の時にさかのぼつて) 消滅したものとみなす。

第四十四条の二 (登録料の追納による意匠権の回復)

前条第四項の規定により (消滅したもの) とみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する (登録料及び割増登録料) を納付することができなかつたことについて (正当な理由がある) ときは、 (その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内) に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、 (第四十三条第二項に規定する期間の経過) の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

第四十四条の三 (回復した意匠権の効力の制限)

前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を (追納することができる期間の経過) 後 (意匠権の回復の登録) 前に (輸入) し、又は日本国内において (製造) し、若しくは (取得) した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該 (意匠) 又はこれに (類似する意匠) の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の (製造にのみ) 用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は (輸出のために所持した) 行為

第四十五条 (特許法の準用)

特許法第一百条 (利害関係人による特許料の納付)並びに第百十一条第一項 (第三号を除く。)及び第二項 (既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

第五章 審判

第四十六条 (拒絶査定不服審判)

拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から (三月) 以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、（__その理由がなくなつた日から十四日__）（在外者にあつては、（__二月__））以内にその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第四十七条（補正却下決定不服審判）

第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その（__決定の謄本の送達があつた__）日から（__三月__）以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する（__新たな意匠登録出願__）をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。

第四十八条（意匠登録無効審判）

意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

一 その意匠登録が（__第三条__）、（__第三条の二__）、（__第五条__）、（__第九条__）第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法（__第三十八条__）又は第六十八条第三項において準用する同法（__第二十五条__）の規定に違反してされたとき（その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による（__請求__）に基づき、その意匠登録に係る意匠権の（__移転の登録__）があつたときを除く。）。

二 その意匠登録が（__条約に違反__）してされたとき。

三 その意匠登録がその意匠について（__意匠登録を受ける権利を有しない__）者の意匠登録出願に対してされたとき（第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の（__移転の登録__）があつたときを除く。）。

四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法（__第二十五条__）の規定により（__意匠権を享有することができない__）者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2 意匠登録無効審判は、（__何人も請求__）することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法（__第三十八条__）の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第三号に該当することを理由とするものは、（__当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者__）に限り請求することができる。

3 意匠登録無効審判は、（__意匠権の消滅__）後においても、請求することができる。

4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、（__その旨__）を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し（__登録した権利__）を有する者に通知しなければならない。

第四十九条（意匠登録の無効の審判）

意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、（__初めから存在しなかつたもの__）とみなす。ただし、意匠登録が（__前条第一項第四号__）に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に（__該当するに至つた__）時から存在しなかつたものとみなす。

第五十条（審査に関する規定の準用）

第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「（__三十日__）」と、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは「第五十九条第一項の（__訴えを提起した__）とき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第一百六十条第一項の規定により（__さらに審査に付すべき__）旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法（__第五十条__）（拒絶理由の通知）の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と（__異なる拒絶の理由__）を発見した場合に準用する。

第五十一条（補正却下決定不服審判の特則）

補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について（__審査官を拘束__）する。

第五十二条（特許法の準用）

特許法第三百十一条第一項及び第二項、第三百十一条の二（第一項第三号及び第二項第一号を除く。）から第三百十四条まで、第三百十五条から第三百四十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで（審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「（__特許無効審判以外の審判においては、事件__）が」とあるのは「（__事件が__）」と、同法第三百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「（__拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判__）」と読み替えるものとする。

第六章 再審及び訴訟

第五十三条（再審の請求）

（__確定審決__）に対しては、（__当事者又は参加人__）は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四条

審判の請求人及び被請求人が（__共謀__）して（__第三者__）の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その（__第三者__）は、その（__確定審決__）に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その（__請求人及び被請求人__）を（__共同被請求人__）として請求しなければならない。

第五十五条（再審により回復した意匠権の効力の制限）

無効にした意匠登録に係る意匠権が（__再審により回復__）したときは、意匠権の効力は、当該（__審決が確定した__）後（__再審の請求の登録__）前に（__善意__）に（__輸入__）し又は日本国内において（__製造__）し若しくは（__取得__）した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二（__善意__）に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の（__製造にのみ__）用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三（__善意__）に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は（__輸出のために所持__）した行為

第五十六条

無効にした意匠登録に係る意匠権が（__再審により回復__）したとき、又は（__拒絶をすべき旨__）の審決があつた意匠登録出願について（__再審により意匠権の設定の登録__）があつたときは、当該（__審決が確定__）した後（__再審の請求の登録__）前に（__善意__）に（__日本国内__）において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である（__事業__）をしている者又はその（__事業の準備__）をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

第五十七条（審判の規定の準用）

第五十条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十八条 (特許法の準用)

特許法第七十三条及び第七十四条第四項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三百十一条第一項、第三百十一条の二第一項本文、第三百十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百四十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条、第三百六十七条の二本文、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三百十一条第一項、第三百十一条の二第一項本文、第三百十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百四十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百六十七条の二本文、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 特許法第七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十九条 (審決等に対する訴え)

(__審決に対する訴え__)、第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第十七条の二第一項の規定による(__却下の決定に対する訴え__)及び審判又は再審の(請求書の却下の決定に対する訴え)は、(東京高等裁判所の専属管轄)とする。

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで((__出訴期間等__))、第七十九条((__被告適格__))、第八十条第一項((__出訴の通知等__))及び第八十条の二から第八十二条まで((__審決取消訴訟における特許庁長官の意見__)、 (__審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付__))の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「 (__訴えに係る請求項を特定するために必要な__) 」とあるのは、「 (__旨を記載した__) 」と読み替えるものとする。

第六十条 (対価の額についての訴え)

第三十三条第三項又は第四項の裁定を受けた者は、(__その裁定で定める対価の額について不服__)があるときは、訴えを提起して(__その額の増減__)を求めることができる。

2 特許法第八十三条第二項(出訴期間)及び第八十四条(被告適格)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十条の二 (不服申立てと訴訟との関係)

特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第六十八条第七項に規定する処分を除く。)の取消しの訴えに準用する。

第七章 雑則

第六十条の三 (手続の補正)

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が(__審査、審判又は再審__)に係属している場合に限り、その(__補正__)をすることができる。

第六十一条 (意匠原簿への登録)

次に掲げる事項は、特許庁に備える(__意匠原簿__)に登録する。

一 意匠権の(__設定__)、移転、(__信託による変更__)、(__消滅__)、(__回__)復又は(__処分の制限__)

二 専用実施権の(__設定__)、(__保存__)、(__移転__)、(__変更__)、(__消滅__)又は(__処分の制限__)

三 意匠権、又は専用実施権を目的とする（__質権__）の（__設定__）、（__移転__）、（__変更__）、（__消滅__）又は処分の制限

2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

第六十二条（意匠登録証の交付）

特許庁長官は、（__意匠権の設定の登録__）又は第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく（__意匠権の移転の登録__）があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2 意匠登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

第六十三条（証明等の請求）

何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、（__証明__）、（__書類の謄本__）若しくは（__抄本__）の（__交付__）、（__書類__）、（__ひな形__）若しくは（__見本の閲覧__）若しくは（__謄写__）又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した（__書類の交付__）を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が（__秘密を保持する必要があると認める__）ときは、この限りでない。

一（__願書__）、（__願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本__）又は意匠登録出願の審査に係る書類であつて、（__意匠登録がされて__）いないもの

二 第十四条第一項の規定により（__秘密にすることを請求した意匠__）に関する書類、ひな形又は見本

三（__拒絶査定不服__）審判又は（__補正却下決定不服__）審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について（__意匠登録__）がされていないもの

四（__意匠登録無効審判__）又はその審判の（__確定審決__）に対する（__再審__）に係る書類であつて、（__当事者又は参加人__）から当該当事者又は参加人の保有する（__営業秘密__）（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された（__旨の申出__）があつたもの

五（__個人の名誉__）又は（__生活の平穩__）を害するおそれがあるもの

六（__公の秩序__）又は（__善良の風俗__）を害するおそれがあるもの

2 特許庁長官は、前項（__第一号から第五号__）までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、（__その旨__）及びその（__理由__）を通知しなければならない。

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、（__行政機関の保有する情報の公開に関する法律__）（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている（__保有個人情報__）（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

第六十四条（意匠登録表示）

意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る（__物品__）又はその（__物品の包装__）にその物品が（__登録意匠__）又はこれに（__類似する意匠__）に係る（__旨の表示__）（以下「__意匠登録表示__）」という。）を附するように努めなければならない。

第六十五条（虚偽表示の禁止）

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品（__以外の物品__）又はその物品の（__包装__）に（__意匠登録表示__）又は（__これと紛らわしい表示__）を附する行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品（__以外の物品__）であつて、その物品又はその物品の（__包装__）に（__意匠登録表示__）又は（__これと紛らわしい表示__）を附したものを（__譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示__）する行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を（__製造させ__）若しくは（__使用させる__）ため、又は（__譲渡し若しくは貸し渡す__）ため、（__広告__）にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る（__旨を表示__）し、又はこれと（__紛らわしい表示__）をする行為

第六十六条（意匠公報）

特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の（__消滅__）（__存続期間の満了__）によるもの及び（__第四十四条第四項__）の規定によるものを除く。）又は（__回復__）（__第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）

二 審判若しくは再審の（__請求__）若しくはその（__取下げ__）又は（__審判__）若しくは（__再審の確定審決__）（__意匠権の設定の登録__）がされたものに限る。）

三（__裁定__）の請求若しくはその取下げ又は裁定

四 第五十九条第一項の訴えについての（__確定判決__）（__意匠権の設定の登録__）がされたものに限る。）

3 前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について（__拒絶をすべき旨__）の（__査定__）又は（__審決__）が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により（__秘密にすることを請求__）した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、__そのうち最も長い__）期間の経過後（__遅滞なく__）掲載するものとする。

一（__意匠登録出願人__）の氏名又は名称及び住所又は居所

二（__意匠登録出願__）の番号及び年月日

三（__願書__）及び願書に添付した（__図面、写真、ひな形又は見本__）の内容

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十七条（手数料）

次に掲げる者は、実費を勘案して（__政令で定める__）額の手数料を納付しなければならない。

一（__第十四条第四項__）の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第（__三十四条第四項__）の規定により承継の届出をする者

三 第十七条の四、第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の（__再交付__）を請求する者

五 第六十三条第一項の規定により（__証明__）を請求する者

六 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の（__閲覧__）又は（__謄写__）を請求する者

八 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて（__調製__）した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が（ 国 ） であるときは、適用しない。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が（ 国と国以外 ） の者との（ 共有 ） に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（ 政令で定めるものに限る。 ） は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に（ 国以外の者の持分の割合を乗じて得た ） 額とし、（ 国以外の者 ） がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、（ 特許印紙 ） をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、（ 現金 ） をもつて納めることができる。

7 （ 過誤納の手数料 ） は、納付した者の請求により返還する。

8 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から（ 一年 ） を経過した後は、請求することができない。

第六十八条（特許法の準用）

特許法第三条 から第五条 まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第六条 から第九条 まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条 中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条 中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

5 特許法第八十九条 から第九十二条 まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

6 特許法第九十五条の三 の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

7 特許法第九十五条の四 （ （ 行政不服審査法 による不服申立ての制限 ） ） の規定は、この法律の規定による（ 補正の却下の決定 ）、（ 査定 ） 、（ 審決 ） 及び（ 審判 ） 又は（ 再審 ） の（ 請求書の却下の決定 ） 並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

第八章 罰則

第六十九条（侵害の罪）

（ 意匠権 ） 又は（ 専用実施権 ） を侵害した者（ （ 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者 ） を除く。 ） は、（ 十 ） 年以下の懲役若しくは（ 千万円 ） 以下の罰金に処し、又は（ これを併科 ） する。 >

第六十九条の二

第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為と（ みなされる ） 行為を行つた者は、（ 五年 ） 以下の懲役若しくは（ 五百万円 ） 以下の罰金に処し、又は（ これを併科 ） する。

第七十条（詐欺の行為の罪）

詐欺の行為により（__意匠登録__）又は（__審決__）を受けた者は、（__一年__）以下の懲役又は（__百万円__）以下の罰金に処する。

第七十一条（虚偽表示の罪）

第六十五条の規定に違反した者は、（__一年__）以下の懲役又は（__百万円__）以下の罰金に処する。

第七十二条（偽証等の罪）

この法律の規定により宣誓した（__証人__）、（__鑑定人__）又は（__通訳人__）が特許庁又は（__その囑託__）を受けた裁判所に対し虚偽の（__陳述__）、（__鑑定__）又は（__通訳__）をしたときは、（__三月__）以上（__十年__）以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十三条（秘密を漏らした罪）

特許庁の（__職員__）又は（__その職にあつた__）者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する（__秘密を漏らし__）、又は（__盗用__）したときは、（__一年__）以下の懲役又は（__五十万円__）以下の罰金に処する。

第七十三条の二（秘密保持命令違反の罪）

第四十一条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、（__五年__）以下の懲役若しくは（__五百万円__）以下の罰金に処し、又は（__これを併科__）する。

2 前項の罪は、（__告訴__）がなければ（__公訴__）を提起することができない。

3 第一項の罪は、（__日本国外__）において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十四条（両罰規定）

（__法人の代表者__）又は法人若しくは人の（__代理人、使用人__）その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、（__行為者__）を罰するほか、その（__法人__）に対して当該各号で定める（__罰金刑__）を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項（__三億円__）以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条（__三千万円__）以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該（__行為者__）に対してした前条第二項の（__告訴__）は、（__その法人又は人__）に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は（__、当該行為者__）に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての（__時効の期間__）による。

第七十五条（過料）

第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する（__民事訴訟法第二百七条第一項__）の規定により（__宣誓__）した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し（__虚偽の陳述__）をしたときは、（__十万円__）以下の（__過料__）に処する。

第七十六条

この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から（__呼出し__）を受けた者が、（__正当な理由__）がないのに出頭せず、又は（__宣誓__）、（__陳述__）、（__証言__）、（__鑑定__）若しくは（__通訳__）を拒んだときは、（__十万円__）以下の過料に処する。

第七十七条

(__証拠調又は証拠保全__) に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の (__物件の提出__) 又は (__提示__) を命じられた者が (__正当な理由__) がないのにその命令に従わなかつたときは、(__十万円__) 以下の (__過料__) に処する。